

学校報国団による生徒の「自治」の変化

—— 長野県松本中学校の「自治機関」に注目して ——

堤 ひろゆき

研究室紀要 第41号 別刷

東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室

2015年7月

学校報国団による生徒の「自治」の変化

——長野県松本中学校の「自治機関」に注目して——

堤 ひろゆき

はじめに

問題の所在

本稿は、旧制中学校での生徒の「自治」の内容と変化について描出することを目的とする。そのため、戦時下で実施された学校報国団の結成に注目する。周知の通り、日中戦争以降の戦争の拡大により、学校教育でも動員が余儀なく行われた。とりわけ、中等学校の生徒は戦力と生産力増強について大きな鍵を握っていた¹⁾。米田俊彦によれば、中等学校に労働力としての要請が強まるなかで、文部省は集団勤労働員によって精神教育と労働力提供に同時に応じてきた。ところが、労働力不足が深刻化する中で勤労作業が単なる動員となったことから、文部省は、新たな精神教育の装置である「修練組織」として学校報国団を創設した²⁾。文部省はその後修練課程を新設するが、軍や農業・生産等の教育の外部から、教練や労働力提供のさらなる要求が逼迫し、文部省の「修練」という「教育的意図」は挫折した³⁾。教育の外からの要求によって文部省の教育的な意図が貫徹されなかったとはいえ、中等学校の内部において従来存在していなかった学校報国団が創設されたことは事実である。学校報国団は、校内においては校友会等の校内団体を基盤として結成され、各府県単位での学校報国団の下部組織となるものである⁴⁾。各々の学校の校友会には独自の体制や歴史の蓄積があり、学校行事や生活面において多大な影響を与えていた。ところが、個々の学校での校友会等の校内団体は、修練組織として設置された学校報国団によって、影響の大小を問わず全国的に影響を被った。学校ごとに「自治」的に運営されていた組織が、戦時下において、一定の形式と目的を与えられた際に、生徒の「自治」にいかなる影響を与えられたのか。本稿では、長野県松本中学校（以下、松本中学校）を事例として取り上げ、その具体的な影響を検討したい。松本中学校では、「自治」を学校の伝統精神で

あると意味付けて重要視していた。「自治」に基づいて松本中学校の校友会は運営されており、学校報国団結成にともなう「自治」の変化は、運営に携わった生徒に注目することで明確になる。特に「自治」が取り上げられるのは、教員と生徒との関わりと、生徒の心の持ち方についてである。相談会・矯風会といった「自治機関」は松本中学校における「自治」のために存在しており、相談会長や矯風会長は校友会の運営に生徒のトップとして関わっていた。独自の歴史を持つ校友会が一律に改組されるにあたって、相談会長や矯風会長が「自治」をどのように語ったのかを検討することで、生徒の「自治」の変化を明らかにしたい。

長野県は、昭和恐慌による経済的打撃の影響もあって多数の満蒙開拓団員・青少年義勇軍を出したが、一方で「電力、遊休施設、余剰労働力、また防空上の立地の点などから、有力な企業の進出先、軍需工場の疎開先と目されていた」⁵⁾。また、松本には歩兵第五〇連隊が所在し、1933年には松本自体を「軍都」と表現する事例の存在も指摘されていることから、陸軍の影響がとりわけ強かったといえる⁶⁾。そのためもあってか、松本中学校の出身生徒にも軍関係の学校への進学が多く、1943年度には全国2位の合格率であった⁷⁾。戦力、生産力の両面において、松本中学校も大きな影響を受けていたと考えられる。

先行研究

日中戦争以降の中等学校での生活にかんしては、多数の回想録や回顧録が存在する。これらの資料は、当事者としての経験を知る上で貴重ではあるが、後に記憶を再構成している点で当時の生徒の「自治」と学校生活を十全に明らかにすることができない。

一方で、学校報国団結成に至るまでの過程について、山本哲生は、「学校報国団の体制確立にいたるまでの、基盤の胎動から始めて、国家的機構を持つまでの推移を、文部当局の動きを中心に考察し、戦時

下の学徒動員方策の一斑を明らかにしようとした⁸⁾。山本は、国民を総動員する体制の流れの中で、集団訓練について文部省が学校の裁量に任せる方針から、「国家的組織にまで到達⁹⁾していくさまを「学徒動員方策」という観点から検討している。また、逸見勝亮は国民精神総動員運動から勤労奉仕を切り離し、「実戦的精神教育」として労働が明確になりつつあったことを指摘し¹⁰⁾、前出の米田俊彦は「錬成」概念に着目した総力戦体制下での教育についての研究の中で、精神教育の手段としての修練課程創設過程という観点から、検討を加えている¹¹⁾。米田によれば、「三八年の集団勤労作業から四一年の修練組織(学校報国団)、そして四三年の修練へという一つの流れは、中等学校のカリキュラム構造を教科教授と教科外活動という二重構造に整理し、とりわけ後者によって「皇国民錬成」という時局的課題に対処しようとする文部省の試みであったと読みとること¹²⁾ができる。労働力として生徒を求める動員に対して、文部省としては「教育的意図」をもって「皇国民錬成」を行うことを計ったが、教育の外からの要求によって挫折したことが示されている。本稿でも、学校報国団を生徒の動員要請への文部省の対応策としてとらえる観点をとり、「精神教育」を目的とした組織であったと考える。米田の論文では、松本中学校についても「多少なりとも生徒の自主的自発的活動の場であった校友会は修練のための組織に変質した¹³⁾」ことが指摘されている。さらに、小野雅章は国民精神総動員運動を实践する組織による「勤労奉仕」が発展し、文部省主導の集団勤労作業が「比較的容易に実施され」たことを明らかにした¹⁴⁾。佐藤眞一は、山形県を事例として集団勤労作業から勤労働員体制の確立までを扱い、「場合によっては県や学校当局が国家の要請に忠実に答へようとしただけでなく、国家の意思を先取りする様な形で実施されていた様子」を指摘している¹⁵⁾。これらの先行研究は、教科外活動が集団勤労作業から勤労働員へと変質していく過程について子細に検討したものであり、極めて重要である。その上で、制度的な観点から変質の過程が明らかにされると同時に、生徒が学校において集団勤労作業から勤労働員へという流れにどのように対応していったのかという点についても検討を要するように思われる。学校報国団の組織内容については触れられているものの¹⁶⁾、末端の学校で実際に動いた生徒の対応はこれからさらに明ら

かにされる必要がある。

本稿の構成

そこで、本論文では、米田の区分に従って、集団勤労作業が始まる1938年から修練が教科と並立するものとして教育課程の中に位置づけられる1943年までを①1938年から1941年までの集団勤労作業期、②1941年の学校報国団結成期、③1941年から1943年までの移行期に区分し、生徒の「自治」の内容の変化を明らかにする。以上の時期区分をふまえた本稿の構成は以下の通りである。第一章では、集団勤労作業期を対象として、学校内部にとどまっていた「自治」が意見の違いや対立をはらみつつ行われていたこと、外部からの目線によって変化したことを示す。第二章では、学校報国団結成直前から結成時にかけてを対象とし、「自治機関」の組織的な変化が「自治」の内容を、学校と生徒との意見の違いを回避し、生徒を学校の意向に沿うようにまとめていく方向で変化させたことを明らかにする。第三章では、修練が開始されるまでの学校報国団における「自治」の内容を明らかにする。特に、「自治機関」によって生徒をまとめることができなくなった後の「自治」の内容に注目する。

対象と史料

本稿で対象とするのは、松本中学校である。松本中学校は、校内団体として校友会を有していたが、その他にも全生徒を対象とする相談会・矯風会などの生徒組織も活動していた。相談会は、遠足や運動会など行事の日程の決定や規約などの制定を行い、矯風会は風紀の取り締まりなどを行う生徒組織であった。これらの生徒による組織は、「自治機関」と呼ばれて1890年代頃から存在していたとされている¹⁷⁾。相談会・矯風会は生徒によって運営されていたので、役員は毎年交代する。業務内容の引き継ぎのために記録簿を残し、相談会の記録簿が大正15年度、昭和2年度－6年度、昭和8年度、昭和11年度－13年度、昭和16年度－18年度まで現存している。矯風会の記録簿は、昭和5年度、昭和7年度－14年度、昭和16年度、昭和18年度、昭和19年度のもの現存している¹⁸⁾。これらの史料を利用する。なお、旧漢字は適宜新漢字へと改めた。

1. 学校報国団結成以前の「自治機関」

本章では、学校報国団結成以前の松本中学校における「自治」の使われ方を検討する。本章で扱う1938年から1939年には、集団勤労作業の開始、一度の校長交代があった。課外活動組織にとっても文部省による「綜合視察」、その影響を受けた「自治機関」の改革といった出来事があり、学校報国団結成にいたる転換点となった。

1.1 集団勤労作業前後の「自治」

第6代小山校長は1937年4月に松本中学校に着任し、1940年3月まで在任した。小山校長の考えについてまず紹介し、生徒の反応について検討したい。小山校長は、1937年度の校友会雑誌『校友』において、伝統の尊さについて説いた後、以下のように述べている。

若しも伝統が徒に因襲を墨守して創造を阻み過去を憧憬するのみで現在の努力を怠り以て疎懶者に儉安の口実を与ふるのみに止まるならば伝統の賛美は是れ衰亡の前奏に過ぎないものとなる。我が松中は中学校としては最も古く又光輝ある五十有余年の歴史を有する。榮ある伝統を誇りとするも誠に故ありである。然るに此伝統が日に日に新なる生命創造の推進力として活躍してゐるか、今や支那事変を契機として世界の歴史は一転機を画せんとしている。……此時に当り大に校風を刷新し校運の隆昌を図るは光榮ある伝統を誇りとする校友諸子の責任でなければならぬ¹⁹⁾。

松本中学校の「歴史」と「伝統」をたたえながらも、時代の状況に合わせて「校風を刷新し校運の隆昌を図る」ことを生徒に求めている。小山校長の方針は、生徒の活動に干渉するものであったようである。運動部への校長の姿勢に対して、生徒は次の様に受け止めている。

……前ニ校長ガ講堂ニテ述ベラレタ如ク「学生トシテ其ノ根本ノ精神ニ返ツテ非常時局ニ際シ、全テヲ考ヘ直シテカ^マルベキデアル」ト云フノガ其ノ根本精神デアツタ。次ニ其ノ内容ヲ略記セン。イ、選手制ニ関シ、校長ハ我が校ニオイトドウモ誤解シテキタ様デ選手ハ選挙ニヨツテ定メル

ノカ等多少認識不足ノ所アリ。

校長ノ意見トシテハ『選手トシテ最初ヨリシテ特ニ費用ヲカケ一部ノ者ニ多額ノ校友会費ヲ使用スルト云フ事ハイカン。選手ナル者ハ校友全体ニ運動ガ普及シテ其ノ中特ニ技能ニ優秀ナル者ガ集マツテ部ヲ形成スルナラバ別ニ文句ハ無ク、夫レ所カ其ガ本當ノ選手ト云フ者テ其ノ時始メテ部ガ認メラレルノデアル。

現在ノ選手ハ昔ト多少変ツテ来テキルガ、学校ニ於ケル選手ハドコ迄モ生徒トシテ学校ノ勉強ニ努メ、人格ヲ磨キ、立派ナ人物ニナラネバナラヌ。』

ロ、校長ハ何事ニ対シテモ全テ全体主義ニ一貫シテキル。文ノ方面、武ノ方面ニ於テ必ず其ノ主義ガ現ハレルモノト想像サレル。其故選手制ニツキ之ヲ廢スルト云フガ如キ噂モ行ハレ又事実或ハ最悪ノ場合ニ至レバサウ成ルヤモ知レズト云フ疑問ヲ生ジタリ。

現ニ此ノ会见ニ於テ野球部ノ大会（甲子園予選）ニ出場ヲ許サヌガ如キ口紛デアツタ²⁰⁾。

本年度ハ新校長ガ運動部ニ対シ相当以上ニ強硬意見ヲ有シテオル現状デアル²¹⁾

松本中学校では、「選手制」として一部の生徒を選手に選び、資金や掃除の免除などによって運動部の活動を支援していた。これらの選手による対外試合が盛んであったが、当時、西洋スポーツ排撃論や皇国民養成に対して選手を不要とする批判が社会的に次第に強くなっていた²²⁾。その中で出された小山校長の姿勢に対して生徒は疑いの目を向けている。校長に対する生徒の不信感は存在していたが、あくまでも、校長の強硬な姿勢に対して不信を抱いているのであり、教員と生徒とが対立していたということの意味しない。

1.2 学校内部の問題としての「自治」

初代小林校長の教え子が教頭として1938年に着任し、同窓の先輩・後輩としての関係が築かれようとしていた。

教頭トシテ長中ヨリ来ラレタ宮島染江先生ハ小林有也校長先生ノ教子デ我々ノ大先輩デアル……²³⁾

昨日宮島先生ト余及ビ……矯風会長ノ二人ト懇談、先生ヨリ諸種オ話ヲ承リ、自治ニツイテハ決シテ心配スルナ、俺ガ君達ヲ援ケニヤル、ト言ハレ、我々大ニ意ヲ強クシタ次第デアツタ²⁴⁾。

初代校長の時代に、直接「自治」に触れていた生徒が教頭として松本中学校に着任している。初代校長時代の「先輩」としての教員によって「自治」をめぐるバランスが保たれ、松本中学校の「自治」に対する校長の干渉への不満が緩和されているといえるだろう。このような状況の中で、1938年6月9日の文部次官通牒「集团的勤勞作業運動実施ニ関スル件」²⁵⁾によって集団勤勞作業が実施された。

前述の小野雅章の指摘のように、すでに勤勞奉仕が実践されており、集団勤勞作業はそれを発展させたものであるので、松本中学校においても円滑に実施されたものと考えられる。1938年度の集団勤勞作業では、夏季休業中の数日間に行われる事が多く、後の勤勞動員とは異なる性格を持っている²⁶⁾。集団勤勞作業が円滑に実施されていった一方で、松本中学校での「自治」をめぐる緊張関係もまた、継続していた。

近来何事ニ附ケテモ校長ノ遣方ハ陰險ナ気ガナイデハナイ。ジハリノ自治ノ枢要ナ具体的事実ガ回収サレシマフヤウナ気ガスルガ如何。勿論精神的自治ト云フ物ハ何者モコレヲ奮奮フコトハ出来ナイ。我々ガコレヲ放棄シナイ限りハ。校長ハ余リニモ狭心ダ。学生ヲ信ジナイ。サスレバ我々モ又猜疑ノ眼ヲ見テモ致シ方ナイグラウ²⁷⁾。

松中ノ自治モ結局ハ衰退シテ来テキル。何ント云フモ之ハ事実ダ。

之ヲ往年ノ松中ニマテ引キモドス事ハ容易デハナイ。皆社会状勢ノシカラシメタ所テ如何トモシ難イモノダ。

唯此ノ精神ダケハ残シキ行キタイ。松中ノ存続スル限り松中魂ハ光ヲ失ハシタクハナイ。

自己ヲ知ル者ハ自己ノミテ他ニハナイ。

我々ノ要求ガ假令当局ニ採用サレナクテモ若シ良イ事デアルナラ断然之ハ行ツテ覚悟ダ。

松中自治ノタメニ最後ノ一戦ヲ試ミル。

反対ハ覚悟ノ上ダ、憎悪サレルモ意ニ介シナイ。

飽迄遣り通ス積ダ²⁸⁾。

「我々ノ要求」とは、選手や運動部についての生徒の考えであると考えられる。特定の選手に便宜を与える「選手制度」に対して、校長は反対の意向を示しているので、選手を選んで対外試合に出場させる「選手制度」を存続させることを指している。校長、あるいは学校に対する強い不満が看取される。しかしながら、単純に校長や学校に対する批判というよりも、当時は、相談会の席上でも時勢への批判と重なる形で教員に対する批判がなされていたこともあり²⁹⁾、「皆社会状勢ノシカラシメタ所テ如何トモシ難イ」とも述べられている。

集団勤勞作業は、カリキュラムにおいては画期をなすものであった。しかしながら、学校、とりわけ「自治」を重視しながら生徒の「自治機関」を運営する生徒らにとってみれば、その影響が直ちに現れたというわけではないといえよう。

1.3 「自治」の起源としての初代校長

既述の通り、生徒にとっては「自治」をめぐる校長との考え方の相違が問題となっていたのであって、「自治」自体が問題とされていたわけではなかった。「自治」の問題は、松本中学校の中で完結しており、校長との関係において取り組み、解決される問題であったのである。

我が自治論

私ハ現代ノ松中ノ自治ハ自治デモナンデモナイト思フ

何故カ。我が白堊ノ殿堂ニ巢喰フ無自覚ナ校友トソシテ無自覚ナ教師コソ此ノ最大ナル原因ヲナシテキルノダ。我々ガ四年ノ時懐シノ秋田校長ヲ送り、現校長小山先生ヲ迎ヘタ。其レト同時ニ、此ノ五十年ノ伝統ト歴史ニ輝ク松中ニ一大変動期ガ到来シタ

……

私ハ率直ニ私ノ見開ヲ表明スル。

小山先生ノナヲサレル事ニハ次ノ点ニ於テ反対デアル。

曰ク「学校当局ノイフトコロハ誰ガ何トイッテモ決シテ引退カヌ」。

……

斯ク述ベテ私ハ次ノ事ヲ提言スル。

「アノ憎ムキ暴言ヲ速ニ退ケヨ。先生ト我我生徒トガ一心同体、全クーツニ融合シ切ツテ共ニ自治ノ真精神ニ目覚メテ新時代ニ突進セン」ト。

一体何如ナル理由テ小林校長ハ我々ニ自治ヲ与ヘラレタノカ。

……

先生ハ我々ヲシテ将来国家社会ノ中堅トナル有為ナル青年ヲ作り出サントシテノ第一手段ヲ我々ニ自治ヲ与ヘル事ニ依ツテ実現サレタノダ³⁰⁾。

「我が自治論」と題されたこの文章は、「自治」の問題が校長との関係に終始していたこと、生徒にとっての「自治」は初代小林校長に根拠があることを示している。初代校長の存在は、松本中学校に「自治」を与えたとされ、いわば松本中学校の「自治」の起源としてその後の学校の中でも強い意味を有していた。

さて已にご承知の如く、我が校には初代校長小林先生以来永く或範囲内に於ける生徒間の自治が許され来り、現在では当時与へられた自治権よりも自治精神が我々に離れ難い関係を持つて居ります³¹⁾。

初代校長に起源を求め、校長との関係に「自治」を見る生徒のとらえ方は1939年に入っても同様であった。以下の引用は、1939年度の矯風会長によるものである。

……五十年の伝統を誇る我が大松中を見よ。伝統の中に流れる脈々たる自治精神は、松中非常時の声と共に猛然と奮ひ立つて小山校長の行はんとする選手制度廃止、自治権を或程度迄圧縮して独裁を振はんとの野望を全面的に排撃する為昭和十四年度校友は団結へ団結へと邁進してゐるではないか。……いざとなれば、自治精神の真髓を申分なく發揮して松中自治を理解せざる校長の行動を排撃するのとを比較せよ³²⁾。

強い表現で非難しているものの、ここでも批判の要点は「松中自治を理解せざる」点である。問題は生徒と校長との「自治」への理解に起因しており、学校の中に限定して捉えられている。実際には、1939年4月に松本日々新聞が「松中反校長熱あがる」と

題した記事を掲載しており³³⁾、完全に学校の外部から分離していたわけではなかった。教員批判が公になったことで、矯風会長の生徒は「教師排撃は公に議すべきものに非ず」、「世には我が松中を陥れんと計り居る者もあるを思へ」³⁴⁾との意見を抱くことになった。

1.4 「自治機関」の改革

こうした「自治」問題への学校外部からの関心は、10月の文部省による「総合視察」によって決定的な影響を与えた³⁵⁾。周到な準備を経て10月30日の「総合視察」を終え、校長から伝えられた講評は、松本中学校における「自治」問題が学校の内部にとどまらないだけでなく、特に文部省が「自治機関」という組織自体を問題視することを示すものであった。

朝校長より昨総合視察の批評について聞く。「校内の清潔・整頓・生徒の態度等はよいが、自治につきては大いに考ふべき点あり。殊に組織につきては改むべき点ありと思はる。」と。意外。かゝる批評を承げんとは予想せざりき。急の事とて考ふべき余地なし。時間中、宮島先生よりも話を伺ふ。それによれば、相談会・矯風会等は止めよとの意に非ずして此等と学校との関係を明瞭にし、且つ細部をも再び検討すべき必要ありとの意なりと聞き、少しく安心せり。此処に、我等はこの組織改善につきての問題を提出せられしなり³⁶⁾。

松本中学校における「自治」が組織を対象として問題視される可能性があることは想定されていなかった。新聞報道、「総合視察」と、その講評によって、松本中学校における「自治」は学校外部からの視線を前提とするものとなっていたのである。

11月、12月に校長、教頭と話し合いを重ね、「自治機関」の役員でも検討した結果、1940年2月には改組の案を教頭に提出した³⁷⁾。大きな変更点は、「相談会・矯風会・鍛蛭会（応援団をその趣旨により改名せるなり。）蜻蛉寮・運動部・学芸部を皆校友会の下に入れ、各々校友会の事業を分担するものとす」という点と、「相談会は校友会の重要な事に関し、校友会長の諮問に応じて会員の意見を具申する機関なり」³⁸⁾とした点である。第一点目は、「自治機関」などの団体を、校長を会長とする校友会の傘下に編入したことを意味しており、これによって校友会規則

の制約を受けることになった。第二点目は、遠足や運動会の日程・内容、運動部にかんすることなどはあったが、生徒が審議して意見を決定していた相談会が、校友会長（校長）の諮問機関として位置づけられたことを表している。

明治期から、松本中学校において「自治」とはなにかということが盛んに議論されてきた。一定の結論に達したわけではないが、「此の自治権を完うし自治精神を益々發展せしむる為に生れたのが相談会であり、矯風会であります」³⁹⁾とあるように、少なくとも「自治機関」が松本中学校の「自治」の存在を示していたといえる。諮問機関として校友会の傘下に入ったことによって、「自治機関」の中での「自治」も変化していく。

松本中学校での「自治」は、学校内部で完結していたものであった。そのため、「或範囲内に於ける」という制約はあるものの、学校内部での折衝によって決着する意見の違いや対立が許容されるものであったといえる。しかしながら、学校外部から「自治」が組織の問題として取り上げられることで、「或範囲」はもとより意見の違いや対立が生じる余地が少なくなるような組織へと改編されることとなった。

2. 学校報国団結成による「自治」の変化

本章では、校友会の傘下で運営された「自治機関」が学校報国団として改組される際に、「自治」がどのように変化したのかについて検討する。1940年度の史料が欠けているため、1941年度の相談会の記録から記述をみたい。

2.1 対立を回避する「自治」への変化

先の小山校長が1940年3月半ばに退任し、第7代清水校長が着任した。1941年度の記録は、相談会・矯風会幹部が任命された1941年1月から開始されている。3月に、小山校長時代にも問題となっていた野球部の存続について話し合いがもたれている。

校長先生ノ所へ野球部ニ対スル御意見ヲ聞キニ行ク。先生ハ廃止ノ考ヘテオラレル。現代ノ時局ニ鑑ミル時、我ガ野球部ハ多額ノ金ヲ使ヒ、ソコラノツマラヌ学校ト試合ヲシテハ負ケテキルノダ。先生ノ決心ハカナリ強イラシイ。……然シ上カラ

強制的ニ行フノハ教育ノ目的ニ反スルノデアルカラ野球部主将ヘモ話シテ自発的ニ出テクル予ヲ待ツ。相談会ハ部カラノ申し出ニヨツテ活動シタガヨカラウト言ハレル。大イニ頑張ツテ天下ノ松中タラシメルノダ。自治ノ精華ヲ發揮スルノダ⁴⁰⁾。

小山校長と異なり、清水校長は「自発的」な廃止を求めている。それに対する「自治ノ精華ヲ發揮スル」ことが具体的に何を指すのかはこの時点では不明である。しかしながら、4月2日に行われた野球部全員と相談会長・矯風会長、校長を含む教員による話し合いで相談会長の考えは明確になる。

ソレテ自分ハ決心ガツイタ。此レハ、何トシテモヤメナクテハナラナイノダ。又校長先生ハ此ノ問題ハ野球ガヨイ悪イノ問題デハナイ、校長ノ考ヘニ随フカ随ハナイカノ問題デアルト言ハレタ。此レハ大問題デアル。校長ノ命（命令トマデハイカナイガ）ニ随ハナイナラバ、自治トイフモノハ根本カラ取り去ラレテシマフト考ヘル。世間ノ眼ハ、文部省ノ眼ハ何カ機会ガアレバト待ツテキルノダ。此ノ自治ヲ何カトモアブナイ物ノ様ニ考ヘテキル⁴¹⁾。

校長からなされた野球部廃止の理由には、「一昨年十月二十九日本校視察督学官^マヲヤメロト言ハレタノダ」⁴²⁾との項目がある。「文部省ノ眼」とは、「総合視察」の講評で「自治機関」が問題視されたことである。校長の考えに従わず、改善が見られないとして再び問題視され、「自治機関」がなくなる事態になることを避けるために、相談会長は、野球部廃止こそ「自治」に必要な結論を出した。「自治機関」温存のために校長の考えに「自発的」に従うことが、「自治」のあり方となった。「自治」をめぐる意見の違いや対立を回避し、校長をはじめとする学校の意向に生徒をとりまとめていく問題として、「自治」は変化した。

2.2 学校報国団結成の過程

1941年3月14日、学校報国団についての各地方長官宛文部次官通牒「中等学校ニ於ケル修練組織ニ関スル件」⁴³⁾が発せられ、長野県では、4月16日に各学校長に移牒した⁴⁴⁾。しかし、松本中学校へ校友会が改組されるという話が生徒組織の長である相談会長の

元に届けられたのは、1941年4月11日のことである⁴⁵⁾。この報せを受け、4月19日には「近日中ニ校友会改称ニ関スル通牒ガ来ルサウダカラ、ソノ後其レニヨリ準備ヲシテ後行フヨウト言ハレ」⁴⁶⁾、校内での編成が議論されることになる。

鍛錬組織ニ校友会ヲスル通知ガ県カラ来テキルノデアルガソレニツキ今日ハ(三十日)職員会議ヲ行ヒ、大体案ヲ立テ、後ニ相談会ノ方ヘ廻シテ下サルト。二日ニ細目ガ県カラ来ルカラ、ソレニヨツテモ大分決定スルグラウ。相談会、矯風会ハ我が校ノ特色デアルガコレヲノ様ニシテ今度ノ組織ニ加ヘテ行クカ考ヘテオラレル。總務部ヘ入レルカ、全々別ナモノニスルカ⁴⁷⁾

県からの通牒では、「学校ノ内外ヲ通ジ校長以下教職員一体トナリ修練ノ方途ヲ講ジ以テ教導薫化ノ徹底ヲ期スルト共ニ戦時非常時局下ニ於ケル各種ノ国策ニ即応シ国民運動ニ協力シ銃後青少年学徒トシテ挺身奉公スベキ諸般ノ事業遂行ニ当リ万遺憾ナキヲ期セラレ度其ノ方途トシテ中等学校ニ於テハ概ネ左記ニ依リ実施相成度依命及通牒候也」⁴⁸⁾とされている。また、「松本中学校報国団役員」と「組織運営上留意スベキ事項」の文書が付されている。役員としては1.団長・副団長、2.部長、3.理事、4.班長、5.幹事とされ、生徒が担うのは5.幹事のみである。幹事に任命されるのは「生徒中ノ優秀者」⁴⁹⁾と規定されていた。また、『記録簿』には「左記」は貼付されていないが、「組織運営上留意スベキ事項」の6項目中に反映されていると考えられる⁵⁰⁾。

県からの通牒を基に教員によって学校報国団編成の原案が作成され、職員案をたたき台に相談会役員会議で編成が議論される。職員案では、相談会をそのまま總務部とし、生徒の取り締まりを管轄していた矯風会を生活部の中の補導班としていた。「自治機関」としての相談会と矯風会は同格であった。ところが、職員案では相談会と矯風会に格差が生じることになる。この点が、相談会役員会議で問題視された。

補導班ガ矯風会デハ今マデ相談会、矯風会トナラビ存シテ来タモノガ一段ト下ツテシマフ事ニナリ全校ヲ指導シテ行ク上ニ不都合デアル⁵¹⁾。

県からの通牒そのままに学校報国団を編成しなければならぬという誤解により、相談会役員会議では話がまとまらなかった。その場に居合わせた教員は、実質的な問題はないと意見したが、その意見は容れられなかった。結局相談会役員会議では代替案が出ず、解散となる⁵²⁾。

しかし、県の通牒どおりに編成する必要はなく、新しく別な部を作ることが可能であると判明し、五年生のみによって開催される会議である五年生会議が案を作成する。

矯風会ハ相談会ト共ニ松中ノ一大誇デアツタ。自治ヲホコル松中。矯風会、相談会ナクシテ何レノ所カ勝ル。矯風会ハーツノ部トシ確實ナ基礎ノ上ニ腰ヲ据エ、我が松中ヲ一層発展セシメ……一ツノ班トナツテキタノデハ何時ノ時代カニハ必ず有名無実ノ物ニナツテシマフデアラウ。之ヲ憂フルガ故矯風部ナル物ヲ作り、以テ伝統ヲ生カシテ行カント望ム⁵³⁾。

学校と生徒との意見をまとめて、校長参加の上で5月17日五年生会議が開催され、決定案が作成された。これにより、矯風会も矯風部(後に校風部と命名)として總務部と同等の位置づけを得ることとなった。案が確定したときの相談会長の感想は以下の通りである。

校長ガ我々ノ誇ノ自治ニ理解ヲ持タレ我々ガ新編成ニ理解ガ持テル様数会ノ会合ヲ行ヒ、又我々ノ意見モノベタノデアルカラ之以上ハ先生ノ命ニヨリ全力ヲ以テ実行セン事ヲ期ス。

先生ノ御意見デ決定サレテモ致シ方ノナイ事デアツタガ。我々ハ幸デアツタ⁵⁴⁾。

5月20日には講堂で校長から全校に向けて学校報国団について報告があり、その直後に学校報国団の役員となる生徒が校友会役員から任命され、空席となっている役員を選定した。これを承けて5月22日、「青少年学徒ニ勅語ヲ給ハリタル記念日」に長野県松本中学校報国団が結成された。

2.3 「自治機関」改組による「自治」の個人化

学校報国団は修練組織であって「自治機関」ではない。よって、相談会と矯風会のバランスを学校報

国団で再現しても、目的が異なる以上、「自治機関」による「自治」は行えないことになる。

この事態を目前にして、最後の相談会長は以下のように「所感」を述べている。

終ニ報国団結成式ハ挙行サレタ。相談会、矯風会ハ名目上無クナツタ事ニナル。然レドモ松中ノ伝統亡ブトハ言ヒ得ヌ。……

校長先生ハ自治ヲヨシトシ、我タニ相談下サレタ。ソシテ先生ト生徒ト一体ニナリ作成シタノガ今度ノ編成デアル。ソシテ誇タル自治ノ精神ハ永久ニ伝ハルベキモノデアル。精神ノ下ニ組織ガアルノデアル。……

サテ長イ伝統ト歴史ヲ有シテ居タ相談会モ此所ニ終リヲツゲタ。一沫ノ淋シサヲ感ゼザルヲ得ナイ。併シ之ニヨリ松中ガ一段ノ発展ヲナシ報国ノ誠ヲ効スルヲ以テナグサミトス。相談会ナル名称ハ失セタガ、実質的ニハあまり変化ガナイノデアル。変化ガナイノデハナイ。進歩シタノデアル⁵⁵⁾。

この「所感」について、後の回想で、「[五月初め]から[五月二十二日]に至る間、……相談会長であった私の思考は、その焦点を「自治」の概念に集中させていた。……私の思考のなかでは、自由を求めた相談会を軸にした行為は消えていった。そして“自治は自ら治めること”ということにいきついていった。意識しない間に「自治」の概念に変化がうまれたのである。……「自治」の、現実にはたらきかける側面をきりすてて、一人ひとりの頭のなかの“自ら治める”ということに変えていったのだ。すなわち「自治」を観念的な思考系列のひとつの概念に組みかえたのであった。そして根拠なしに“精神の永久性”なるものに依拠しようとした。そしてさらに“事を実現すべき”「組織」を「精神」の下においた⁵⁶⁾と述べられている。「自治機関」を失った「自治」は各人の頭の中の「観念的な思考系列のひとつの概念」となり、組織に優越する「精神」として位置づけられた。

「自治機関」をめぐる改組によって、「自治」は学校との対立を避け、生徒をとりまとめるものとして変化した。加えて、学校報国団結成によって、組織として生徒をまとめるための意味を喪失し、各人の中にある「概念」となったのである。

3. 学校報国団以降の「自治」

学校報国団の整備が全国的に開始されたばかりであったが、1941年8月8日には、文部省訓令第27号「学校報国団体確立方」⁵⁷⁾によって「学校報国団の内部に（実質的にはこれとは別に）」「ピラミッド型の階層構造」をもつ隊組織を設けることになった⁵⁸⁾。この隊組織は「学校報国隊」と称され、学校報国隊によって勤労働員が強化されていくこととなった。松本中学校では、9月5日に報国隊を編成した⁵⁹⁾。

本章では、1943年の戦時下の中等教育改革による「修練」課程創設までを対象に、校内団体を改組して創設された学校報国団で「自治」がいかなる影響を受けたのかを検討する。

3.1 生徒の自己主張

まず、1941年度では、学校報国団の姿勢として、「学校ノ命ニシタガヒ学校ヲ助ケ生徒ヲマトメ、飽迄表裏一体ノ実ヲ挙ゲナクテハナラヌ」⁶⁰⁾ことを述べている。一方で、学校の言いなりになることを生徒に求めているわけではなかった。以下の引用は、行事として強歩を行う際の「方法」を個人行動と決定した際の理由である。

個人行動ニセシ理由ハ（組単位ノ団体ニテトノ案アリ）先ヅ第一ニ気分ノ問題デアル。近頃団体・統制・規則ト全校友ガ何カニシバラレタ様デアル。タシカニ統制モ必要デアル。然レドモ総テヲ統制デヤツテ行ツタナラバ（特ニ教育ノ問題ニ於テ）全体ハ或ル一定ノ域ニハ達スルデアラウ。ガ、ソノ域カラ一歩上ヘ出ルトイフ者ガナクナルノダ。……松中健児ノ意気ガ消エテシマツタ様ナ気ガスル⁶¹⁾。

統制が強まる中で生徒が意気消沈しているとの認識を示しているが、これは、できることは自分たちでやる、という「自治」の表出でもあった。

而シテ今我が松中ニテハ在来ニ比シ非常ニ何デモ先生ガ行ハレル様ニナツテキル。私ハ之ヲ悪イト言フノデハナイ。先生ガ自治ヲウバツタトカソナ事ヲ言フモノデハナイ。自治トイフモノハソナ堅苦シイモノデハナイノダ。唯、我タニ出来ル事ハ先生ガ我タニマカセテ下サルヤウニシタナラ

パー層ヨイト思フノダ。ソシテサウサレタナラバ我々ハアクマデ責任ヲ持チ先生ニ心配ヲカケヌヤウ努力スル⁶²⁾。

教員があらゆることを決定し実行することを「悪イト言フノデハナイ」と断りながら、「我々ニ出来ル事ハ先生ガ我々ニマカセテ下サルヤウニシタナラバ一層ヨイト思フ」と意見を述べている。「我々ニ出来ル事」と生徒が考えていることは、学校にとっては容認できないものであったと考えられる。

3.2 「自治」による教員と生徒の乖離

1942年5月に入ると、「本当に近頃は先生の御世話になることが少し多過ぎるやうに思はれる。……自治を誇る本校に於て、余りに小さな事まで先生の指導を受け、先生の御手数を煩はす事は、我々として心苦しい次第である」⁶³⁾と述べるにとどまるが、次第に生徒と教員の食い違いが「心苦しい」として問題化してくる。9月には、遠足の目的地を決定することについて教員と意見が一致せず、不満が高まっている様子が明らかとなる。

最近先生方がよく松中生の意気がなくなつたとか言はれるやうになつて来た。斯様のことは如何なる為か。確かに以前に比シデカンショを踊り狂ひ又先生に反対し学校と対立したりなどする風はなくなつた。然して真の皇国中学生としての修練如何。質実剛健積極敢為の自治的精神如何。先生との共同は本校自治の本領を失ひ先生に頼るといふ風にならないか。本校生徒として余りに先生の御手数を煩はし小さな事まで先生の御苦労を願ふといふことは実に、心苦しい次第である。然るにこんどの遠足目的地決定に就き五年生の意見は、春はあのやうな遠足で遠くへ行けなかつたので、せめて秋は遠くへ行きたいと思つて居たが、又第二発電所と決つてしまつた。これに就き決定の主なる原因は、第一に先生の都合から、先生が歩けない為に近くなつたのである。五年生の不満は此の点であつた。かくの如くしては先生と生徒の間の間隙を生じ、五年生が折角やらうと思つたことも先生の都合で止めねばならぬやうになつてしまふ⁶⁴⁾。

「先生と生徒の間の間隙」が不満を生んでいるので

あるが、ここで注目したいのは、教員に原因を見ていることである。そして、「皇国中学生としての修練」や「質実剛健積極敢為の自治的精神」を取り上げて、「先生との共同は本校自治の本領」にそぐわないのではないかとさえ述べている。

3.3 「自治」としての修練

ところが、12月25日の夜、「二名が一教員の私宅玄関に投石してガラスを破壊した事件」⁶⁵⁾が発生した際には、生徒と教員の誤解を原因としてあげながらも、「自治」をめぐる生徒と教員の関係について異なる見解を示している。

斯かる事件を惹起したのは何故か。生徒も先生も真に一体となり、松中自治が完全に行はれて居るならばかゝる事は起らぬ筈だ。お互いに誤解して居たのではないか。話せば分かることではないか。……自治とは校長先生の云はれる如く「自ら治まる」のである。近時、学校と共に力^ツで行ふと云ふ点はよくなつたが、兎角先生に頼りすぎる点がありはしないか。無責任になりはしないか。生徒間に於ける自発的の積極性が失はれ消極的な人間のみ多くなりはしないか。無闇と先生に反対するは無論悪いが、さりとて頼り過ぎて無責任となるのは考へものだ⁶⁶⁾。

なぜ生徒が投石したのかについては不明である。しかしながら、この生徒は、生徒と教員が「真に一体」となっておらず、「松中自治」が完全に行われていないことに原因を求めている。生徒には、「自発的の積極性」をもち、「先生に頼り過ぎ」ないことを問うているが、これは個々人の内面についての問題であり、確認することはできない。内面における「自治」が重要視されていたといえる。

松本中学校に創設された学校報国団による修練では、1942年末の時点で「生徒も先生も真に一体」となることが目指された。生徒と教員との「真の一体」と並列して、個人の内面的な状態である「自発的の積極性」をもっていることが「自治」において重要であり、個々の生徒に求められたといえよう。

おわりに

本稿では、松本中学校を対象として、校友会をはじめとする校内団体が学校報国団として改組される

際の生徒による「自治」の変化を、相談会・矯風会といった「自治機関」に注目して検討してきた。

第一章では、集団勤作業開始後の「自治機関」における「自治」の特質を校長と生徒との緊張関係に着目して明らかにした上で、学校外からの視線によって「自治機関」が校長の管理下におかれることとなった過程に注目して分析した。この時期では、「自治」は学校内部にとどまっておらず、校長や学校と生徒との意見の違いや対立を辞さないものであった。その「自治」は「或範囲」として限界があったが、学校内部にとどまる以上において当時の校長と緊張関係を保っていた。ところが、新聞報道や文部省という学校外部により「自治」の組織が問題視されたことから、「自治機関」が校友会の傘下に入ることで組織的に学校と対立する可能性を減少させることとなった。第二章では、学校報国団結成の過程から、「自治機関」と「自治」の関係を明らかにし、学校報国団結成によって「自治」の内容が変化したことを明らかにした。校友会へと編入された「自治機関」では、「自治機関」への批判に対して敏感になっていた。そのため、学校や校長の意向や方針に「自発的」に従うように生徒をまとめることが「自治」であると解釈が変化した。ところが、修練組織として学校報国団の創設の指示によって「自治機関」も学校報国団へと改組されたことで、「自治」を担保していた「自治機関」を失った。そのため、「自治」は「自治機関」を通じて生徒をまとめるという意味を喪失し、「観念的な思考系列のひとつの概念」として組みかえられ、個々人の内面における存在になった。第三章では、動員が強化されながらも修練組織によって対応が図られた時期における「自治」概念について検討した。「自治」が個々人の内面における存在となることで、教員や学校の意向に生徒をとりまとめることができなくなった。「我々ニ出来ル事」を行おうとする生徒と教員との間の摩擦は、学校報国団による「自治」の変化を表している。「自治」の変化によって徐々に不満が高まり、教員と生徒の「真の一体」および生徒の「自発的の積極性」という個々人の内面によってそうした摩擦を解消することが求められたのである。

学校内部の独自の歴史に根拠をおいた「自治」は、限られた範囲の中ではあったが、学校や校長との意見の違いや対立を許容していた。しかしながら、新聞報道や文部省の視察によって学校の外部にさらさ

れたことで、生徒を学校や校長の意向に合わせてとりまとめる方向に変化した。学校内部の対応にかかわらず、修練組織を創設する指示が出されたことで、生徒を「自治」によってとりまとめる「自治機関」が消滅した。このことから、「自治」は個々人の内面での存在へと変化し、「自治」という言葉によって組織的に生徒を学校や校長の意向に合わせていくことが難しくなっていった。勤労働員の要請が強まったことから学校報国団が結成されたが、生徒個々人の内面の問題として「自治」は機能し続ける。その「自治」の根拠は初代校長に帰されており、生徒にとって「自治」を担保するのは初代校長からの系譜をひく学校報国団である。文部省の意図としては挫折した修練組織は、動員や教育的効果といった目的をも超えて学校内に存在し続けたといえる。

生徒組織である「自治機関」によって、学校内部で完結する生徒の「自治」が機能していたとしても、組織自体がなくなると、「自治」によって生徒を統制することは困難になった。それでも「自治」に則って生徒を動かそうとすると、個々人の内面の問題として「積極性」や「一体性」といった抽象的な要求を行うことしかできなくなっていったのである。

松本中学校で活動していた種々の組織は、相談会・矯風会以外にも多数存在したが、本稿では全生徒を対象とした組織に注目し、生徒の長に焦点を当てた。よって、本稿で扱った生徒の意見がすべての生徒に妥当するわけではない。また、「自治」の内容に注目して検討したため、具体的な活動については触れられていない。これらの点をふまえた上で、戦時下の課外活動について明らかにする必要がある。今後の重要な課題である。

史料の閲覧・利用に関しては、長野県松本深志高等学校および同校同窓会、同校同窓生とご家族に格別のご厚意を賜った。ここに記して謝辞とする。

注

- 1) 米田俊彦「第三章第二節 中等諸学校」(寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育—皇国民「錬成」の理念と実践』東京大学出版会、1987年)、138頁。
- 2) 同上、127頁—128頁。
- 3) 同上、137頁—138頁。
- 4) 「中等校学に於ける修練組織に関する文部次官通牒」

- (『帝国教育』第752号、1941年6月所収)
- 5) 幅国洋「松代大本営と地域社会」(河西英通編『列島中央の軍事拠点』、吉川弘文館、2014年所収)、214頁-215頁。
 - 6) 大串潤児「内陸の都市と軍隊——長野・松本」(河西英通編『列島中央の軍事拠点』、吉川弘文館、2014年所収) 170頁-204頁。
 - 7) 『長野県松本中学校 長野県松本深志高等学校 九十年史』、松本深志高等学校同窓会、1969年、594頁、631頁。以下、同書を『九十年史』と表記する。
 - 8) 山本哲生「戦時下の学校報国団設置に関する考察」(日本大学教育学会『教育学雑誌』第17号、1983年所収)、78頁。
 - 9) 同論文、88頁。
 - 10) 逸見勝亮『師範学校制度史研究—15年戦争下の教師教育』(北海道大学図書刊行会、1991年)。
 - 11) 米田、前掲論文、119頁-141頁。
 - 12) 同論文、137頁。
 - 13) 同論文、127頁。
 - 14) 小野雅章「集団勤労作業の組織化と国民精神総動員——宮崎県祖国振興隊を事例として——」(『教育学研究』第66巻第3号、1999年所収) 306頁-314頁。
 - 15) 佐藤眞一「山形県下における学徒勤労動員体制の確立過程」(『東北公益文科大学総合研究論集 FORUM21』No.9、2005年所収) 89頁-108頁。
 - 16) 米田は修練普及のモデル校とされた千葉県立匝瑛中学校の報国団を詳細に取り上げている(米田、前掲論文、133頁-135頁)。
 - 17) 『九十年史』204頁-205頁。
 - 18) 「これ(『記録簿』のこと——引用者)は不思議な帳簿であった。事務室から学校の名入りの罫紙をもらいうけて板目紙の表紙をつけたものであるが、学校にみせるものではなかった。保管は相談会長自身で、それを次の相談会長へとわたした。……「相談会」としては、まぎれもない公的文書である。しかし、相談会長がその資格で引き継ぐべきもので、その所在は公然化されるものではなかった」(小野牧夫「生いたちの断片——戦時下の教育・思想状況と平和——」1996年5月30日作成)。筆者は1941年度の松本中学校相談会会長である。なお、本稿では引用者による略は「……」と表記する。
 - 19) 小山保雄「伝統と革新」(『校友会』第82号、松本中学校校友会文芸部、1938年2月) 2頁。
 - 20) 『昭和十三年度 記録簿 相談会』、四月六日の条。
 - 21) 同上、四月二十日の条。
 - 22) 中村哲也『学生野球憲章とは何か 自治から見る日本野球史』(青弓社、2010年)、75頁-77頁。
 - 23) 『昭和十三年度 記録簿 相談会』、四月九日の条。
 - 24) 同上、四月十日の条。
 - 25) 『近代日本教育制度史料』第7巻所収、大日本雄弁会講談社、1976年。
 - 26) 米田、前掲論文、121頁-122頁。
 - 27) 『昭和十三年度 記録簿 相談会』、九月二日の条。
 - 28) 『昭和十三年度 記録簿 矯風会』、九月五日の条。
 - 29) 小野牧夫、前掲書。
 - 30) 『昭和十三年度 記録簿 矯風会』、九月某日の条。
 - 31) 新入生父兄あての配付資料(『昭和十四年度 記録 矯風会』、三月二十九日・三十日)。新入生父兄にあてた矯風会説明のための配布資料で、記録簿に貼付されている。
 - 32) 『昭和十四年度 記録 矯風会』、三月二十五日の条。
 - 33) 同上、三月二十九日・三十日の条。「昭和十四年四月九日」として貼付されている。
 - 34) 同上、五月十二日の条。
 - 35) 『九十年史』、700頁。「これはいわば学校の総合評価」ととらえ、「松中の自治機構そのものに画期的な変革を加えざるを得なくなった直接的原因」と説明している。
 - 36) 『昭和十四年度 記録 矯風会』、十月三十一日の条。
 - 37) 同上、二月二十六日の条。
 - 38) 同上、二月二十五日の条。
 - 39) 前掲、新入生父兄あての配付資料。
 - 40) 『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部(五月二十二日以後)』、三月十一日の条。
 - 41) 同上、四月二日の条。
 - 42) 同上。
 - 43) 『近代日本教育制度史料』第七巻所収。全文は『帝国教育』第752号(1941年6月)に掲載。
 - 44) 『長野県教育史』第3巻、1983年、971頁。
 - 45) 『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部(五月二十二日以後)』、四月十一日の条。
 - 46) 同上、四月十九日の条。
 - 47) 同上、五月一日の条。
 - 48) 「中等学校ニ於ケル修練組織ニ関スル件」同上、五月十日の欄に貼付。4月中には通知自体が届き、5月に入って編成の詳細を決定している(註47の引用参照)。
 - 49) 「松本中学校報国団役員」同上。
 - 50) 同上。また、「中等学校ニ於ける修練組織に関する文部次官通牒」(前掲『帝国教育』第752号、40頁-41頁)および「中等学校ニ於ケル修練組織ニ関スル件」(『長野県

- 教育史』第15巻、1980年、147頁－148頁）参照。『長野県教育史』第15巻所収の各中等学校長宛の県からの通牒は、諏訪市の高島裁縫専修学校のものである。松本中学校の「組織運営上留意すべき事項」は以下の通り。
1. 修練組織ハ学校教育ト表裏一体タルベキモノナルヲ以テ学校教育全般ヲ通シ一層修練ヲ強化スルコト
 2. 教職員ハ一体トナリテ生徒ノ教導ニ当ルベキノ本義ニ鑑ミ教職員ハ総テ夫々適当ナル任務ヲ分担シ以テ修練ノ第一線ニ立タシムルコト
 3. 本通牒ノ趣旨ニヨル修練組織ヲ確立スルコト
 4. 学校ニ於ケル現在ノ機構ノ活用ヲ計ルト共ニ校内団体タル校友会等ノ如キハ之ヲ再組織シテ修練施設ノ一体系ニヨリ部ヲ分チ各教職員ハ各其ノ指導的地位ニツキ修練ノ第一線ニ立ツコト
 5. 実施内容ハ地方ノ実情学校ノ種類学年及ビ生徒ノ身体的情况等ニ依リ適正妥当ナル程度及方法ニ依ルコト
 6. 本組織ノ役員ノ選任ニ当リテハ選挙^{マツ}推^{マツ}載ノ如キ方法ハ之ヲ排シ学校長ニ於テ任命スルコト
- 51) 『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部（五月二十二日以後）』、五月十二日の条。
- 52) 同上。
- 53) 同上、五月十四日の条。
- 54) 同上、五月十七日の条。
- 55) 『所感』（『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部（五月二十二日以後）』、五月二十二日の条）。
- 56) 小野牧夫、前掲書、8頁。
- 57) 米田俊彦編著『近代日本教育関係法令体系』所収、港の人、2009年。
- 58) 米田、前掲論文、129頁。
- 59) 『昭和十六年度 記録簿 相談会 総務部（五月二十二日以後）』、九月五日の条。
- 60) 同上、八月二十八日の条。
- 61) 同上、九月二十七日の条。
- 62) 同上、十月一日の条。
- 63) 『昭和十七年度 総務部記録簿 松本中学校報国団』、五月一日の条。
- 64) 同上、九月十七日の条。
- 65) 『九十年史』、620頁。
- 66) 『昭和十七年度 総務部記録簿 松本中学校報国団』、十二月二十六日の条。